

全国一般愛知地本

2020年 12月号

発行 2020年 12月 17日(木)

＝発行責任者＝

全労連・全国一般労働組合愛知地方本部

執行委員長： 煤本 國治

十二月三日(木)

全労連・東京地評争議総行動に参加

アクリル争議・三菱派遣切り争議で愛知より



IBM前宣伝

解雇や差別などの争議支援行動が東京都内で十三日午後三時に行われ、三菱派遣切り争議や愛知地本のアクリル支部もその中の一として行動が組まれました。アクリル支部は当日は車での乗り合わせで5名とあつた支部から1名の参加で都内行動では1万歩を歩く強硬スケジュールとなりました。

全体の行動として、日本航空（JAL）や、三菱電機、日本アクリル、などの本社前など20ヶ所で行動し早期全面解決を求めました。日本アクリル本社前には21団体85名の参加で集会を行い要請書とともに「生産再開の要望署名3382筆の個人署名と団体署名259筆」を提出しました。ダウ・ケミカル日本はコロナ禍の中で対応を拒否し、日本アクリル社長は出張で都合がつかないとし、人事担当者がオフィスの通路で要請書と署名の受け取りとなり、実質的

釣果をアクリル支部へ寄贈！



10月13日、あつた支部の仲間が神島まで真鯛釣りに行きました。釣果は真鯛、ハマチ、黒鯛など50匹でした。(写真参照)この日、アクリル支部事務所でニュース作りを行っている組合員に、参加者全員からエールと釣果の一部が届けられました。

(投稿 あつた支部 K)



天王洲宣伝

には要請書の受け入れ拒否の行動に出ています。主催者である東京地評の議長からは「不当なパワハラや差別と全力でたたかう。誰もが人間らしく安心して働き暮らすためにも、市民と野党の共闘を前進させ、総選挙で政治を変えよう」と呼びかけられ、私たち参加者もアクリルの争議だけでなく全国での争議を全てなくすことを視野に入れ運動を展開することが必要であるし、最終的には政治を変えるところまでいかなければと痛感させられた日行動でした。

(地本執行委員長：S)

＝お知らせ＝

いよいよ年も押し迫ってきました。例年実施している**旗開き**については1月8日に予定していましたが**新型コロナウイルスの感染予防の為に中止**としました。愛労連も同様です。

全労連の教育制度「わくわく講座」の閉講式が開かれました。今年の愛知の受講者は40名です。この時期に大勢で集まることはできず、当日は委員も含めて10名ほどの参加です。全労連から副議長の清岡弘一さんを招き、ナンヨナルセンターとしての全労連の役割、地方労連、単産、個別の労働組合の活動のポイントなどを、わかりやすく興味深い内容で聞くことができました。途中、講師から質問が投げかけられて、考えながら意見を交換するやりとりが

2020年わくわく講座

閉講式 12月5日



在宅介護を応援する 「たすけあい介護サービス」 の利用ができます



- 介護サービスは、全労連共済 共済事業部会と一般社団法人日本フロンティア・ネットワークが協同で提供している新しい福利厚生サービスです。
- この介護サービスは経済的不安なく福祉用具を使用できるようにするものです。
- 以後サービスに関する運用業務は、日本フロンティア・ネットワークが委託しております。
- 不明の点は、日本フロンティア・ネットワークへ問い合わせてください。

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク
〒101-0054 東京都千代田区神田1-21 大手町F&Dビルディング702号室
電話番号 03-5283-7811 FAX 03-5283-7813

申込者に発行してください

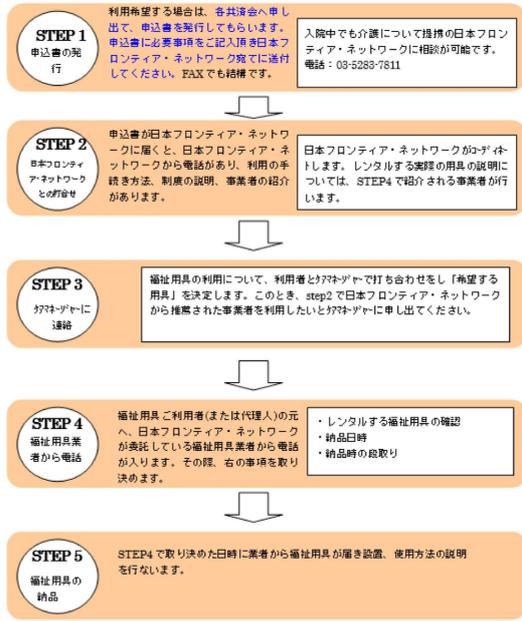
●たすけあい介護サービスの手引き

■制度	● 介護保険対象福祉用具を利用する時、月額レンタル料の10%を助成する制度です。 (福祉用具利用制限)
利用できる人	● 各共済会会員および配偶者、三親等以内の親族（三親等の親族：おじ、おば、曾祖父母までの親戚） ● 各共済会が認めた者 ● 上記の方で要介護認定を受けている方が利用できます。
申込書	● 各共済会が「たすけあい介護サービス申込書」を発行します。 ● 「たすけあい介護サービス申込書」の発行を受け、 ● 内容記入のうえ各共済会、または日本フロンティア・ネットワークへ送付する。（郵送、FAX可）
利用の手続き	● 日本フロンティア・ネットワークから申込者へ直接電話で連絡があり、利用に関する説明があります。
■助成	
助成事由	● 介護保険対象の在宅福祉用具のレンタルを利用したとき。 ● 利用できる福祉用具は、介護保険で利用できる福祉用具全てです。
助成金額	● 原則として、月額別料の10%（消費税は除く）と事務手数料400円（※消費税）を差し引いた金額を助成します。
免責	● 利用を開始した当月分は助成されません。 ● 初めに利用を開始する場合は、利用開始した月を起算月とします。 ● 利用を開始して直後に到来する3.6.9.12月に直前3ヶ月分を助成しますが、初回の助成金額は起算月分の助成となります。 (例) ① 初めに利用開始する場合 3月15日に初めて利用開始の時は、3月を超算月とし、4月、5月分を6月末に給付します。以後、同様に三ヶ月分ずつ助成します。
助成方法	● 申込者が指定する銀行口座に振り込まれます。 ● 振込み先は、組合員本人でなくてもかまいません。 ● 月額別料の10%に応じた消費税は利用者負担となります。 ● 送金のたびに、事務手数料は引かれますが、月額別料の10%（3ヶ月分）が1,000円以下の場合は、次回にまとめて送金します。 ● 通帳には「ジョイキョーNK」と記載されます。 ● 請求に関するわずらわしい提出書類等の事務作業は必要ありません。 ● すべて推薦業者がお世話してくれる事になっています。
給付を受けるために利用者が出すもの	● 請求に関するわずらわしい提出書類等の事務作業は必要ありません。 ● すべて推薦業者がお世話してくれる事になっています。
注意	● 原則日本フロンティア・ネットワークが推薦する業者を利用することが必要です。
運営	● 介護サービスの運営は日本フロンティア・ネットワークに委託しております。 ● 問い合わせは直接日本フロンティア・ネットワークまでお願いします。

問い合わせ、申込は下記まで

一般社団法人 日本フロンティア・ネットワーク
〒101-0054 東京都千代田区神田1-21 大手町F&Dビルディング702号室
電話 03-5283-7811 FAX 03-5283-7813

申し込みから利用までの流れ



注意事項
・ レンタル中に利用者が入院された場合は、ただちに業者まで連絡してください。
・ または日本フロンティア・ネットワーク（03-5283-7811）へご連絡下さい。



たすけあい介護サービス Q&A

質問	回答
助成の額、給付時期について教えてください。	● 原則として、月額別料の10%（消費税は除く）と事務手数料400円（※消費税）を差し引いた金額を助成します。 ただし、利用開始した初回月分は給付されません。 ● 初回月とは、実際に利用を開始した月のことをいいます。つまり利用料をはじめて支払った月ということになります。 ● クラウドの届出で、申込書を出した月と利用開始月は異なることがあります。 ● 3月、6月、9月、12月末に直前3ヶ月分を助成します。 ● 3月は、12月～2月分が助成されます。 ● 初回の助成金額は、利用開始月によって1ヶ月分～3ヶ月分と異なります。 ● 月額別料の10%に応じた消費税は利用者負担となります。 ● 通帳への印字は、ジョイキョーNKです。 ● 委託していない場合は日本フロンティア・ネットワークへ問い合わせをお願いします。
全国、どこでも利用可能なのでしょうか？	● 現在利用可能な地域は以下の通りです。 （なお）利用可能な地域においては、推薦業者の推薦の確認が必要です。 ● 利用可能地域は18都府県です。ご確認が必要です。（下記参照）
申込者と福祉用具利用者が同意していないでも利用できますか？	● 同意していないでも利用できます。
振込先は銀行口座名義は、組合員でなくてもかまいませんか？	● 利用者本人口座でなくてもかまいません。ただし、なるべく利用者・利用者親族の方の口座を指定してください。
口座は、銀行以外でも利用できますか？	● 郵便振、農協も利用可能です。
利用できる福祉用具にはどんなものがありますか？	● 介護保険適用の福祉用具であれば全て利用可能です。利用者への説明、設置等は地元の事業者が行います。利用できる用具は①車いす付用品、②特殊寝台、③特殊寝台付用品、④床ずれ防止用品、⑤体位変換器、⑥手すり、⑦スロープ、⑧歩行器、⑨歩行補助杖、⑩歩行補助器、⑪移動リフト（つり具の部分を除く）⑫自動開閉装置などです。
介護サービスを受ける場合、推薦事業者を利用しないと給付を受けられませんか？	● 原則として推薦事業者を利用することが必要です。ただし、推薦業者以外の事業者を利用する場合は、推薦業者に変更していただく必要があります。 ● 推薦業者が対応できない場合は、事業者が開業までお待ちいただくことになります。
運営費用はどこから出ているのですか？	● 日本F・Nは「総合生活支援サービス（介護サービス等）」をはじめ、様々な「事業」「交流活動」「研究活動」を会員企業・団体のみなさんと進めています。 ● このサービスを利用するために、団体会員は完全金負担します。
助成金額が少ない場合でも、事務手数料400円＋消費税は引かれますか？	● 送金のたびに、事務手数料は引かれますが、月額別料の10%（3ヶ月分）が1,000円以下の場合は、次回にまとめて送金します。
介護用品以外のことでも相談できますか？	● 介護全般についての相談ができます。
申込書はどこに請求すれば良いのですか？	● 単独共済会です。 ① 共済会本部に請求してください。 ② 直接日本フロンティア・ネットワークに請求することもできます。

- 利用可能地域**
- ①青森県 ②福島県（郡を除く） ③栃木県 ④群馬県 ⑤茨城県
 - ⑥埼玉県 ⑦東京都 ⑧千葉県 ⑨神奈川県（市町村のみ） ⑩愛知県（市町村のみ）
 - ⑪三重県 ⑫大阪府 ⑬京都府 ⑭兵庫県（市町村のみ） ⑮岡山県（市町村のみ） ⑯広島県（広島市を除く）
- (2019.11 現在)

機関誌担当の前任者からバトンタッチし初めての発行になります。本来でしたら先月の発行になるはずでしたが諸般の事情により一月飛んでの発行です。皆さんに読みたくなるような内容にしたいと思いますが、中々思うようにならないのが常です。今年はコロナ、コロナで明け暮れましたが来年は少しでも安心できる年！

(新担当)

あり、これからの労働組合が目指す方向も示され、自分自身、これまでの活動を見直して今後のことを考えるいい機会となりました。「わくわく講座」では、労働組合や社会情勢のことを楽しく学ぶことができます。興味を持たれた方は、執行部役員までお問い合わせください。

(地本学習教育委員 T記)

編集後記